

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 Q & A

1 事業について

質問		回答	
Q1	ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度とは、どのような事業ですか。	A 1	兵庫県内に本社がある中小企業者を対象に、外国人雇用に係る要件を満たす企業を兵庫県が認定する事業です。 なお、本制度は認定と宣言（登録）の二本立てです。
Q2	この制度の目的は何ですか。	A 2	地域社会で暮らす外国人が増えるなか、すべての人が安心して暮らし活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境が整った企業を認定することで、外国人の雇用・定着を促進することです。
Q3	認定／登録されることで期待される効果はどんなことですか。	A 3	以下の効果が期待されます。 <企業等> <ul style="list-style-type: none">・第三者評価による企業の信頼性、認知度向上・外国人及び日本人社員のモチベーション向上・外国人の就職・定着の促進・外国人確保に向けた機会の拡大 など <外国人> <ul style="list-style-type: none">・第三者評価を得た信頼性のある企業の発見・労働環境の充実によるモチベーションの向上・外国人の採用・定着に積極的な企業の発見 など
Q4	認定のメリットはありますか。	A 4	県ホームページへの掲載、認定ロゴマークの使用等があります。メリットは、認定企業と宣言企業で異なる場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/globaltalent.html
Q5	募集はいつ行われますか。	A 5	随時受け付けています。なお、認定に向けた審査会は各年度2回実施する予定です。詳しくは、ホームページをご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/globaltalent.html
Q6	申請から認定まではどういう流れですか。	A 6	申請受付後、事務局で申請内容の審査を行います。（その際、申請内容や関係書類について確認の連絡をする場合があります。） 事務局での審査後、認定審査会において審査を行い、認定の可否を決定します。なお、審査には1～2箇月要する見込みのため、予めご了承ください。認定された企業には、兵庫県が認定書を発行します。
Q7	認定／登録にあたり費用はかかりますか。	A 7	無料です。 但し、申請書類の準備、提出等に係る費用は、申請者負担となります。
Q8	認定／登録の期間はありますか。	A 8	あります。 認定／登録の期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。

Q9	認定／宣言企業になれば、提供するサービスや商品に対して兵庫県から認定が与えられるものと考えて良いですか。	A 9	認定／宣言企業のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。
Q10	要綱、チェックリスト等を隨時変更する可能性はありますか。（その際の認定の判断含む）	A 10	あります。（改正、変更等については、運用面等を考慮し可能な限り、事業年度開始の日に実施したいと考えています。）なお、認定／登録については、申請時点の要綱等を適用し認定／登録の適否を判断します。また、認定期間満了後は、新要綱等で更新の認否を判断します。

2 申請・認定／宣言について

質問		回答	
Q1	申請要件は何ですか。	A 1	<p>認定制度又は宣言制度実施要綱第4条に規定のとおり、次のすべてに該当する企業等（兵庫県内に本社がある中小企業基本法に定める中小企業者）です。</p> <p>(1) 外国人を1名以上雇用している又は今後、外国人の雇用を計画していること。</p> <p>(2) 県税等に未納がないこと。</p> <p>(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団 又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。</p> <p>(4) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。</p>
Q2	申請に必要な書類は何ですか。	A 2	<p>【認定】申請には、申請書（様式第1号）のほか、チェックリスト（様式第2号）及び根拠書類の提出が必要です。</p> <p>【宣言】申請には、申請書（様式第1号）及びチェックリスト（様式第2号）の提出が必要です。</p> <p>様式等は、以下ホームページに掲載しています。</p> <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/globaltalent.html</p>
Q3	申請書等様式の書き方を教えてください。	A 3	各様式と一緒に掲載している記入例を参照ください。
Q4	申請方法は何ですか。	A 4	申請サイトから申請に必要な書類を送信ください。
Q5	本社は県外ですが、事業所が県内にある場合は申請できますか。	A 5	<p>認定制度又は宣言制度実施要綱第2条第2号に規定のとおり、本社が兵庫県外にある企業は対象外です。</p> <p>なお、実質的な本社機能が県内にある場合は、下記（A6）をご確認ください。</p>

Q6	登記簿上の本店所在地は県外ですが、実質的な本社機能が県内にある場合は申請できますか。	A 6	本店が県外の場合でも、実質的な本社機能が県内に所在する場合、基本的に本制度の対象として考えます。 当該事業所に、中枢機能（代表者の常駐や主要部門の配置など）を有したり、従業者数が全社の過半を占めたりするなど実質的な本社機能を備えていることが分かり、対外的にも本社、本所、本部、本店事業所、総合事務所などの呼称で本社機能である旨、公表されていることなどを要件として考えていますが、個別に判断したいと思いますのでご相談ください。 ※様式第1号下部「備考欄」に、当該事業所の名称及び所在地を記載するとともに、上記要件を満たしていることを証明する資料の提出をお願いします。
Q7	外国人が経営する企業は申請できますか。	A 7	申請可能です。
Q8	個人事業主は申請できますか。	A 8	認定制度又は宣言制度実施要綱第2条第2号に規定のとおり、中小企業基本法第2条に定める中小企業者（個人）のため、対象となります。
Q9	(特例) 有限会社は申請できますか。	A 9	認定制度又は宣言制度実施要綱第2条第2号に規定のとおり、中小企業基本法第2条に定める中小企業者（会社）のため、対象となります。
Q10	協同組合は申請できますか。	A 10	認定制度又は宣言制度実施要綱第2条第2号に規定のとおり、中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当しないため、対象外です。
Q11	外国人の定義は何ですか。	A 11	認定制度又は宣言制度実施要綱第2条第1号のとおりです。 ○外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（平成19年告示第276号）に定める外国人（日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くもの）をいいます。
Q12	外国人従業員がない場合も申請できますか。	A 12	認定制度又は宣言制度実施要綱第4条第1号に規定のとおり、今後、外国人の雇用を計画しており、要綱第4条申請要件、要綱第6条基準を満たせば申請可能です。
Q13	派遣社員も対象ですか。	A 13	派遣先では雇用関係にないため対象となりません。 ただし、派遣元において外国人を雇用しており、要綱第4条に該当する企業は対象となります。
Q14	要綱第4条に規定される重大な違反とは具体的に何ですか。	A 14	是正勧告書の交付や法令違反した場合の書類送検等です。

3 更新、変更等について

質問	回答
(1) 更新について	
Q1 期間満了による更新はありますか。	A 1 あります。 認定期間を更新する場合は、認定期間満了の日の3箇月前までに、更新申請書（様式第5号）に関係書類を添付して提出ください。 なお、宣言登録は更新できません。

Q2	認定更新の申請をしなかった場合、認定はどうなりますか。	A2	認定制度実施要綱第9条に規定のとおり、認定の更新ができません。
Q3	認定更新の申請を期日までにできない場合、認定はどうなりますか。	A3	認定制度実施要綱第9条に規定のとおり、認定の更新ができませんので、更新希望の場合、申請期間に間に合うように準備をお願いします。
(2) 変更について			
Q1	変更届はどういった場合に提出が必要ですか。	A1	認定制度実施要綱第10条又は宣言制度実施要綱第9条に規定のとおり、申請内容から企業名、所在地、資本金等が変更になった場合に提出が必要です。
(3) 認定／登録の取下げについて			
Q1	認定／登録を取り下げるることはできますか。	A1	宣言企業の場合は、宣言制度実施要綱第10条に規定のとおり、自ら取り下げることが可能です。 なお、認定制度実施要綱第11条又は宣言制度実施要綱第10条の規定に該当する場合（認定基準又は登録基準を満たさなくなった場合など）は、取り下げが必要です。
Q2	認定／登録期間中に、チェックリストの実施又は宣言項目に増減があった場合、どうなりますか。	A2	認定制度及び宣言制度実施要綱第6条に規定のとおり、基準（チェックリスト実施14項目以下等）に適合しなくなった場合は取下げが必要です。
Q3	認定／登録期間中に、本社所在地が県外に移転となった場合、取下げは必要ですか。	A3	認定制度実施要綱第12条又は宣言制度実施要綱第11条に基づき、取下げは不要です。 ただし、認定制度実施要綱第10条又は認定制度実施要綱第9条に基づき所在地の変更届を提出ください。なお、認定制度実施要綱第9条に基づき、認定の更新は不可です。
(4) 認定／登録の取消しについて			
Q1	認定／登録が取り消されることありますか。	A1	認定制度又は宣言制度実施要綱第4条の申請要件等を満たさなくなった場合等に取り消すことがあります。
Q2	認定／登録が取り消された場合、再度申請すれば認定／登録されますか。	A2	認定制度又は宣言制度実施要綱第4条及び第6条に規定のとおり、申請要件及び基準を満たしていれば申請可能です。
(5) その他			
Q1	認定／登録にあたり調査等はありますか。	A1	認定制度実施要綱第14条又は認定制度実施要綱第13条に基づき、認定又は登録前後に、申請要件又は基準を満たしていることや取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて聞き取り又は資料の提出のほか、現地調査を行う場合があります。

3 その他

質問		回答	
Q1	宣言企業ですが、ロゴマークを使用できますか。	A1	使用できません。 認定企業のみ使用可能です。
Q2	認定書は、社内での掲示や自社Webサイトで公開をしても良いですか。	A2	可能です。 ただし、認定書の加工等は行わないでください。
Q3	申請書は公開されますか。	A3	申請書のうち、企業名、所在地、業種、ホームページURL、チェックリスト等を兵庫県ホームページで公開します。